

合 意 書

JA 三重厚生連鈴鹿中央総合病院と保険薬局名称：_____は、
院外処方箋における疑義照会の運用について、下記のとおり合意した。
尚、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分
説明の上同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋における疑義照会の運用について、以下の項目については、
原則として疑義照会を不要とする。
 - JA 三重厚生連鈴鹿中央総合病院 院外処方箋における疑義照会簡
素化規定書に記載のある疑義照会の不要例
2. 開始時期について
_____年 _____月 _____日より開始とする。
3. 合意書締結番号
_____は、
_____とする。

合意の解除、内容の変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

_____年 _____月 _____日

住 所 三重県鈴鹿市安塚町山之花 1275 番地の 53

名 称 JA 三重厚生連鈴鹿中央総合病院

代表者氏名 病院長 北村 哲也

Ⓜ

住 所

保険薬局名称

代表者氏名

Ⓜ